

新型コロナウイルス感染症対策本部（第79回）

日時：令和3年10月15日（金）

9時45分～9時55分

場所：官邸2階 大ホール

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

（1）新型コロナウイルス感染症への対応について

3. 閉 会

（配布資料）

| | |
|-------|-------------------------------|
| 資料1 | 厚生労働省提出資料 |
| 資料2—1 | 「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」の骨格 |
| 資料2—2 | 今後の感染拡大に備えた対策強化のポイント |
| 参考資料 | 新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済支援策の全体像 |

最近の感染状況等について

令和3年10月15日(金)

厚生労働省

<感染状況について>

- ・ 全国の新規感染者数(報告日別)は減少が継続し、直近の1週間では10万人あたり約4となっており、今回のみならず前回の感染拡大前の水準をも下回っている。また、全ての都道府県で10万人あたり約10以下となった。
- ・ 新規感染者数の減少に伴い、療養者数、重症者数や死亡者数も減少が続いているが、重症者数と死亡者数は今回の感染拡大前の水準以下に達していない。
- ・ また、緊急事態措置やまん延防止等重点措置の解除後、多くの地域で夜間滞留人口の増加が続いており、新規感染者数の今後の動向には注意が必要。

実効再生産数：全国的には、直近(9/26時点)で0.63と1を下回る水準が続き、首都圏では0.63、関西圏では0.64となっている。

(注)死亡者数は、各自治体が公表している数を集計したもの。公表日ベース。

<今後の見通しと必要な対策>

- ・ これまでの市民や事業者の感染対策への協力、夜間滞留人口の減少、ワクチン接種率の向上、医療機関や高齢者施設のクラスター感染の減少などにより、全国の実効再生産数は、8月下旬以降、1か月以上にわたって約0.6~0.9の間を維持しており、緊急事態措置やまん延防止等重点措置がすべて解除された後も、新規感染者数の減少が継続している。
- ・ 一方、緊急事態措置等の解除後、夜間の滞留人口の増加が顕著に現れており、一部の地域では実効再生産数が上昇する時期もあり、感染者数の減少速度鈍化や下げ止まりが懸念される。ワクチン接種が更に進むことによる効果が期待されるが、今後の感染再拡大を見据え、現在の感染状況が改善している状態を少しでも長く維持し、もう一段感染者数を落とすことが重要。
- ・ このため、マスクの正しい着用、手指衛生、ゼロ密(1つの密でも避ける)や換気といった基本的な感染対策の徹底について、引き続き、市民や事業者の方々にご協力いただくことが必要。また、飲食の際は、少人数、短時間とし、飲食時以外はマスクを着用することが求められる。さらに、改定された基本的対処方針を踏まえ、国や自治体においては、外出時には混雑している場所や時間を避けて少人数で行動するよう周知を行うことや、企業におけるテレワーク等の推進状況を踏まえた柔軟な働き方の実施に向けて呼びかけを行うことが必要。なお、今回の急速な減少の要因とその寄与度などについては、今後の感染再拡大に備えるためにも更なる分析が必要であり、引き続き、アドバイザーボードとして検討を進めていく。
- ・ 引き続き、若年層などワクチン接種が十分に進んでいないグループに対する接種の促進を着実に進めるとともに、今後の感染再拡大に備えた医療提供体制・公衆衛生体制の強化を進めていくことが必要。その際、ワクチン接種がさらに進むことによる感染拡大の抑制・重症化予防が期待される一方、ワクチンの効果の減弱によるブレイクスルー感染の増加も想定されるため、ワクチン接種者であっても症状が疑われる場合等には引き続き受診・検査を行うことが求められる。なお、家庭等において体調が気になる場合等におけるセルフチェックの手段として、抗原検査キットも利用可能となっている。

新型コロナウイルス感染症の発生状況

【国内事例】括弧内は前日比

※令和3年10月14日24時時点

| | PCR検査 実施人数(※3) | 陽性者数 | 入院治療等を要する者 | | 退院又は療養解除と なった者の数 | 死亡者数 | 確認中(※4) |
|-----------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------|------------------------------|
| | | | | うち重症者 | | | |
| 国内事例(※1,※5) (チャーター便帰国 者を除く) | 24,561,389 (+74,021) | 1,708,924 (+612) ※2 | 7,602 (-459) | 357 (-24) ※6 | 1,681,960 (+1,060) | 18,044 (+31) | 2,708 (-12) |
| 空港・海港検疫 | 1,096,345 (+2,949) ※7 | 4,329 (+7) | 83 (-12) | 0 | 4,239 (+19) | 7 | 0 |
| チャーター便 帰国者事例 | 829 | 15 | 0 | 0 | 15 | 0 | 0 |
| 合計 | 25,658,563 (+76,970) | 1,713,268 (+619) ※2 | 7,685 (-471) | 357 (-24) ※6 | 1,686,214 (+1,079) | 18,051 (+31) | 2,708 (-12) |

- ※1 チャーター便を除く国内事例については、令和2年5月8日公表分から（退院者及び死亡者については令和2年4月21日公表分から）、データソースを従来の厚生労働省が把握した個票を積み上げたものから、各自治体がウェブサイトで公表している数等を積み上げたものに変更した。
- ※2 新規陽性者数は、各自治体がプレスリリースしている個別の事例数（再陽性例を含む）を積み上げて算出したものであり、前日の総数からの増減とは異なる場合がある。
- ※3 一部自治体については件数を計上しているため、実際の人数より過大となっている。件数ベースでウェブ掲載している自治体については、前日比の算出にあたって件数ベースの差分としている。前日の検査実施人数が確認できない場合については最終公表時点の数値との差分を計上している。
- ※4 PCR検査陽性者数から入院治療等を要する者の数、退院又は療養解除となった者の数、死亡者の数を減じて厚生労働省において算出したもの。なお、療養解除後に再入院した者を陽性者数として改めて計上していない県があるため、合計は一致しない。
- ※5 国内事例には、空港・海港検疫にて陽性が確認された事例を国内事例としても公表している自治体の当該事例数は含まれていない。
- ※6 一部の都道府県における重症者数については、都府県独自の基準に則って発表された数値を用いて計算しており、集中治療室（ICU）等での管理が必要な患者は含まれていない。
- ※7 令和2年7月29日から順次、抗原定量検査を実施しているため、同検査の件数を含む。なお、空港・海港検疫の検査実施人数等については、公表日の前日の0時時点で計上している。

【上陸前事例】括弧内は前日比

| | PCR検査陽性者 ※【 】は無症状病原体保有者数 | 退院等している者 | 人工呼吸器又は集中治療室 に入院している者 ※4 | 死亡者 |
|-------------------------------------|-----------------------------|----------|-----------------------------|-------|
| クルーズ船事例 (水際対策で確認) (3,711人) ※1 | 712 ※2 【331】 | 659 ※3 | 0 ※6 | 13 ※5 |

- ※1 那覇港出港時点の人数。うち日本国籍の者1,341人
- ※2 船会社の医療スタッフとして途中乗船し、PCR陽性となった1名は含めず、チャーター便で帰国した40名を含む。国内事例同様入院後に有症状となった者は無症状病原体保有者数から除いている。
- ※3 退院等している者659名のうち有症状364名、無症状295名。チャーター便で帰国した者を除く。
- ※4 37名が重症から軽～中等症へ改善(うち37名は退院)
- ※5 この他にチャーター便で帰国後、令和2年3月1日に死亡したとオーストラリア政府が発表した1名がいる。
- ※6 新型コロナウイルス関連疾患が軽快後、他疾患により重症の者が1名いる。

都道府県別新規陽性者数（自治体公表値）（空港検疫、チャーター便、クルーズ船案件を除く）

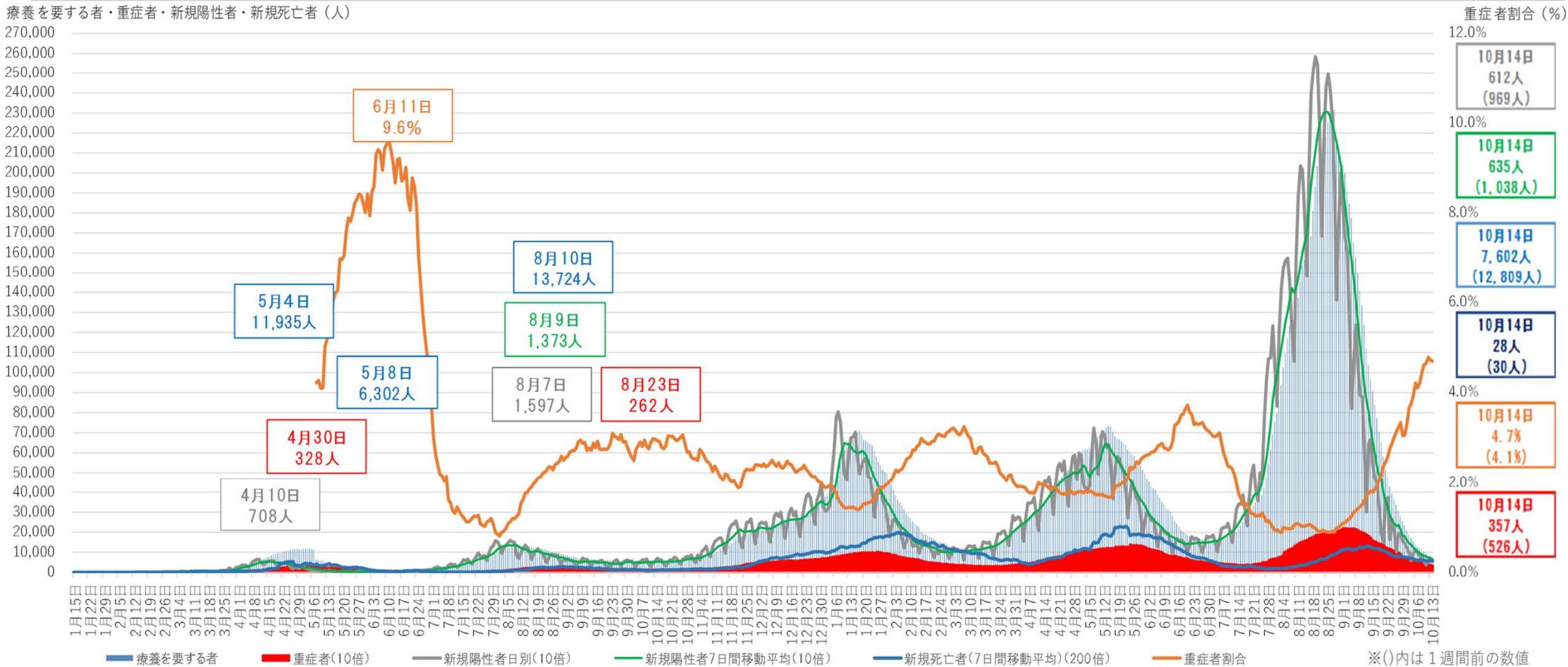
| 報告日 | 10月1日 金 | 10月2日 土 | 10月3日 日 | 10月4日 月 | 10月5日 火 | 10月6日 水 | 10月7日 木 | 10月8日 金 | 10月9日 土 | 10月10日 日 | 10月11日 月 | 10月12日 火 | 10月13日 水 | 10月14日 木 | 直近2週間の合計 | | | 増減率 | 直近1週間合計 (人口10万対) | |
|-------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------------|---------------------|-------|------|---------------------|-------|
| | | | | | | | | | | | | | | | 10月1日から 10月7日まで | 10月8日から 10月14日まで | | | | |
| 全 国 | 1,443 | 1,232 | 959 | 576 | 971 | 1,117 | 969 | 824 | 770 | 546 | 359 | 609 | 723 | 612 | 11,710 | 7,267 | 4,443 | 0.61 | 3.52 | 全 国 |
| 北 海 道 | 32 | 25 | 9 | 5 | 20 | 16 | 14 | 21 | 24 | 17 | 16 | 16 | 21 | 45 | 281 | 121 | 160 | 1.32 | 3.05 | 北 海 道 |
| 青 森 | 10 | 10 | 3 | 1 | 10 | 16 | 4 | 2 | 19 | 7 | 0 | 31 | 34 | 8 | 155 | 54 | 101 | 1.87 | 8.11 | 青 森 |
| 岩 手 | 3 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 6 | 1 | 0.17 | 0.08 | 岩 手 |
| 宮 城 | 8 | 5 | 4 | 3 | 5 | 2 | 4 | 3 | 3 | 1 | 0 | 4 | 0 | 3 | 45 | 31 | 14 | 0.45 | 0.61 | 宮 城 |
| 秋 田 | 2 | 11 | 5 | 6 | 2 | 2 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 31 | 29 | 2 | 0.07 | 0.21 | 秋 田 |
| 山 形 | 7 | 0 | 2 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 7 | 5 | 26 | 12 | 14 | 1.17 | 1.30 | 山 形 |
| 福 島 | 3 | 4 | 4 | 1 | 4 | 2 | 6 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 4 | 1 | 31 | 24 | 7 | 0.29 | 0.38 | 福 島 |
| 茨 城 | 28 | 19 | 9 | 15 | 12 | 25 | 16 | 12 | 19 | 17 | 3 | 6 | 11 | 5 | 197 | 124 | 73 | 0.59 | 2.55 | 茨 城 |
| 栃 木 | 17 | 20 | 9 | 17 | 7 | 18 | 17 | 13 | 12 | 8 | 2 | 13 | 7 | 5 | 165 | 105 | 60 | 0.57 | 3.10 | 栃 木 |
| 群 馬 | 14 | 9 | 11 | 3 | 9 | 8 | 9 | 8 | 9 | 8 | 7 | 5 | 14 | 3 | 117 | 63 | 54 | 0.86 | 2.78 | 群 馬 |
| 埼 玉 | 105 | 73 | 50 | 43 | 67 | 75 | 68 | 25 | 37 | 28 | 21 | 25 | 51 | 35 | 703 | 481 | 222 | 0.46 | 3.02 | 埼 玉 |
| 千 葉 | 75 | 66 | 58 | 43 | 52 | 52 | 43 | 35 | 36 | 30 | 25 | 28 | 36 | 19 | 598 | 389 | 209 | 0.54 | 3.34 | 千 葉 |
| 東 京 | 200 | 196 | 161 | 87 | 144 | 149 | 143 | 138 | 82 | 60 | 49 | 77 | 72 | 62 | 1,620 | 1,080 | 540 | 0.50 | 3.88 | 東 京 |
| 神 奈 川 | 117 | 82 | 87 | 51 | 77 | 86 | 102 | 65 | 81 | 54 | 49 | 46 | 50 | 52 | 999 | 602 | 397 | 0.66 | 4.32 | 神 奈 川 |
| 新 潟 | 20 | 20 | 10 | 11 | 9 | 13 | 8 | 8 | 6 | 6 | 2 | 6 | 1 | 3 | 123 | 91 | 32 | 0.35 | 1.44 | 新 潟 |
| 富 山 | 1 | 3 | 1 | 2 | 3 | 9 | 4 | 6 | 8 | 1 | 3 | 4 | 4 | 1 | 50 | 23 | 27 | 1.17 | 2.59 | 富 山 |
| 石 川 | 30 | 15 | 9 | 2 | 8 | 0 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 1 | 7 | 2 | 82 | 65 | 17 | 0.26 | 1.49 | 石 川 |
| 福 井 | 0 | 9 | 8 | 2 | 3 | 1 | 5 | 3 | 3 | 4 | 1 | 7 | 0 | 6 | 52 | 28 | 24 | 0.86 | 3.13 | 福 井 |
| 山 梨 | 12 | 3 | 0 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 30 | 21 | 9 | 0.43 | 1.11 | 山 梨 |
| 長 野 | 15 | 10 | 11 | 1 | 5 | 12 | 6 | 10 | 8 | 3 | 2 | 4 | 7 | 5 | 99 | 60 | 39 | 0.65 | 1.90 | 長 野 |
| 岐 阜 | 37 | 21 | 8 | 18 | 14 | 27 | 25 | 14 | 27 | 18 | 20 | 9 | 18 | 12 | 268 | 150 | 118 | 0.79 | 5.94 | 岐 阜 |
| 静 岡 | 14 | 24 | 3 | 6 | 5 | 11 | 9 | 5 | 9 | 5 | 4 | 4 | 3 | 2 | 104 | 72 | 32 | 0.44 | 0.88 | 静 岡 |
| 愛 知 | 88 | 88 | 72 | 22 | 62 | 80 | 61 | 42 | 43 | 35 | 15 | 35 | 40 | 35 | 718 | 473 | 245 | 0.52 | 3.24 | 愛 知 |
| 三 重 | 11 | 3 | 5 | 3 | 8 | 15 | 15 | 12 | 10 | 7 | 4 | 3 | 7 | 5 | 108 | 60 | 48 | 0.80 | 2.70 | 三 重 |
| 滋 賀 | 20 | 19 | 6 | 7 | 14 | 5 | 5 | 5 | 6 | 1 | 1 | 3 | 1 | 6 | 99 | 76 | 23 | 0.30 | 1.63 | 滋 賀 |
| 京 都 | 35 | 33 | 26 | 10 | 19 | 30 | 27 | 26 | 20 | 24 | 8 | 12 | 21 | 9 | 300 | 180 | 120 | 0.67 | 4.65 | 京 都 |
| 大 阪 | 241 | 184 | 136 | 96 | 176 | 209 | 165 | 166 | 124 | 105 | 49 | 103 | 125 | 112 | 1,991 | 1,207 | 784 | 0.65 | 8.90 | 大 阪 |
| 兵 庫 | 84 | 90 | 59 | 26 | 71 | 76 | 87 | 60 | 45 | 27 | 11 | 52 | 39 | 30 | 757 | 493 | 264 | 0.54 | 4.83 | 兵 庫 |
| 奈 良 | 11 | 10 | 11 | 6 | 12 | 13 | 10 | 17 | 10 | 2 | 5 | 6 | 16 | 19 | 148 | 73 | 75 | 1.03 | 5.64 | 奈 良 |
| 和 歌 山 | 9 | 5 | 5 | 3 | 4 | 8 | 5 | 1 | 2 | 0 | 1 | 2 | 1 | 2 | 48 | 39 | 9 | 0.23 | 0.97 | 和 歌 山 |
| 鳥 取 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 4 | 0 | 0 | 0 | 3 | 4 | 0 | 21 | 10 | 11 | 1.10 | 1.98 | 鳥 取 |
| 島 根 | 5 | 3 | 3 | 1 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 4 | 24 | 19 | 5 | 0.26 | 0.74 | 島 根 |
| 岡 山 | 10 | 7 | 6 | 12 | 7 | 18 | 8 | 9 | 4 | 3 | 6 | 8 | 10 | 3 | 111 | 68 | 43 | 0.63 | 2.28 | 岡 山 |
| 広 島 | 25 | 23 | 40 | 13 | 12 | 27 | 16 | 11 | 12 | 12 | 5 | 7 | 26 | 30 | 259 | 156 | 103 | 0.66 | 3.67 | 広 島 |
| 山 口 | 4 | 2 | 11 | 5 | 7 | 1 | 3 | 10 | 13 | 3 | 1 | 13 | 10 | 1 | 84 | 33 | 51 | 1.55 | 3.76 | 山 口 |
| 徳 島 | 3 | 2 | 5 | 3 | 6 | 1 | 1 | 1 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 26 | 21 | 5 | 0.24 | 0.69 | 徳 島 |
| 香 川 | 1 | 3 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 | 14 | 11 | 3 | 0.27 | 0.31 | 香 川 |
| 愛 媛 | 19 | 12 | 13 | 6 | 14 | 5 | 8 | 11 | 13 | 10 | 10 | 10 | 7 | 7 | 145 | 77 | 68 | 0.88 | 5.08 | 愛 媛 |
| 高 知 | 2 | 4 | 1 | 2 | 2 | 1 | 3 | 1 | 0 | 0 | 1 | 5 | 0 | 3 | 25 | 15 | 10 | 0.67 | 1.43 | 高 知 |
| 福 岡 | 40 | 39 | 45 | 19 | 22 | 27 | 15 | 15 | 31 | 18 | 17 | 14 | 22 | 25 | 349 | 207 | 142 | 0.69 | 2.78 | 福 岡 |
| 佐 賀 | 13 | 5 | 3 | 1 | 4 | 6 | 6 | 4 | 5 | 4 | 3 | 3 | 1 | 0 | 58 | 38 | 20 | 0.53 | 2.45 | 佐 賀 |
| 長 崎 | 8 | 7 | 3 | 3 | 8 | 7 | 3 | 12 | 5 | 4 | 3 | 1 | 5 | 4 | 73 | 39 | 34 | 0.87 | 2.56 | 長 崎 |
| 熊 本 | 6 | 8 | 6 | 3 | 7 | 7 | 9 | 0 | 5 | 2 | 1 | 3 | 3 | 1 | 61 | 46 | 15 | 0.33 | 0.86 | 熊 本 |
| 大 分 | 8 | 10 | 10 | 3 | 6 | 10 | 11 | 14 | 9 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 | 89 | 58 | 31 | 0.53 | 2.73 | 大 分 |
| 宮 崎 | 1 | 3 | 0 | 1 | 5 | 1 | 2 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 17 | 13 | 4 | 0.31 | 0.37 | 宮 崎 |
| 鹿 児 島 | 5 | 3 | 0 | 2 | 3 | 1 | 4 | 3 | 4 | 0 | 0 | 5 | 2 | 5 | 37 | 18 | 19 | 1.06 | 1.19 | 鹿 児 島 |
| 沖 縄 | 41 | 43 | 29 | 9 | 38 | 30 | 16 | 29 | 15 | 14 | 7 | 29 | 32 | 33 | 365 | 206 | 159 | 0.77 | 10.94 | 沖 縄 |

※1 過去の報告があった県については、報告日別に過去に遡って計上した

※2 人口10万対の人数は、令和元年10月1日現在の都道府県別推計人口（総務省）により算出している

| | |
|------------------------------|----------------------|
| 増減率が1より大きく、直近1週間合計が1以上の都道府県数 | 直近1週間の新規陽性者数ゼロの都道府県数 |
| 8 | 0 |

重症者・新規陽性者数等の推移



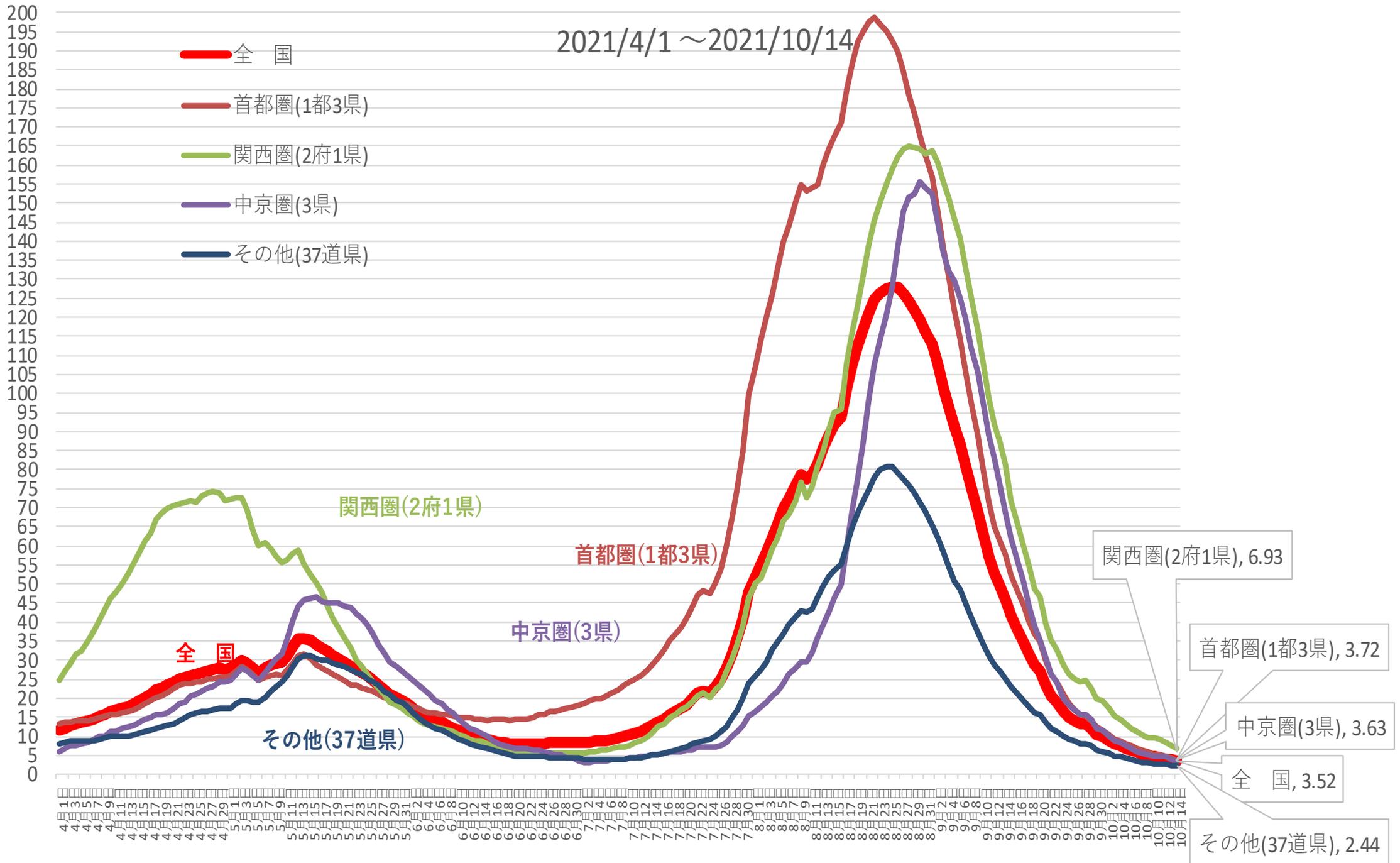
- ※1 チャーター便を除く国内事例。令和2年5月8日公表分から、データソースを従来の厚生労働省が把握した個票を積み上げたものから、各自治体がウェブサイト上で公表している数等を積み上げたものに変更した。
- ※2 重症者割合は、集計方法を変更した令和2年5月8日から算出している。重症者割合は「療養を要する者」に占める重症者の割合。
- ※3 療養を要する者・重症者と新規陽性者及び新規死亡者は表示上のスケールが異なるので（新規陽性者及び重症者数は10倍、新規死亡者は200倍に拡大して表示）、比較の場合には留意が必要。
- ※4 一部の都道府県においては、重症者数については、都道府県独自の基準に則って発表された数値を用いて計算しており、集中治療室（ICU）等での管理が必要な患者は含まれていない。
- ※5 集計方法の主な見直し：令和3年5月19日公表分から沖縄県について、令和3年5月26日公表分から大阪府・京都府について、重症者の定義を従来の自治体独自の基準から国の基準に変更し集計を行った。

(人)

新規感染者数（1週間移動合計）の推移 [圏域ごと]（対人口10万人）

2021/4/1 ~ 2021/10/14

- 全国
- 首都圏(1都3県)
- 関西圏(2府1県)
- 中京圏(3県)
- その他(37道県)



※ 人口10万対の人数は、令和元年10月1日現在の都道府県別推計人口（総務省）により算出している

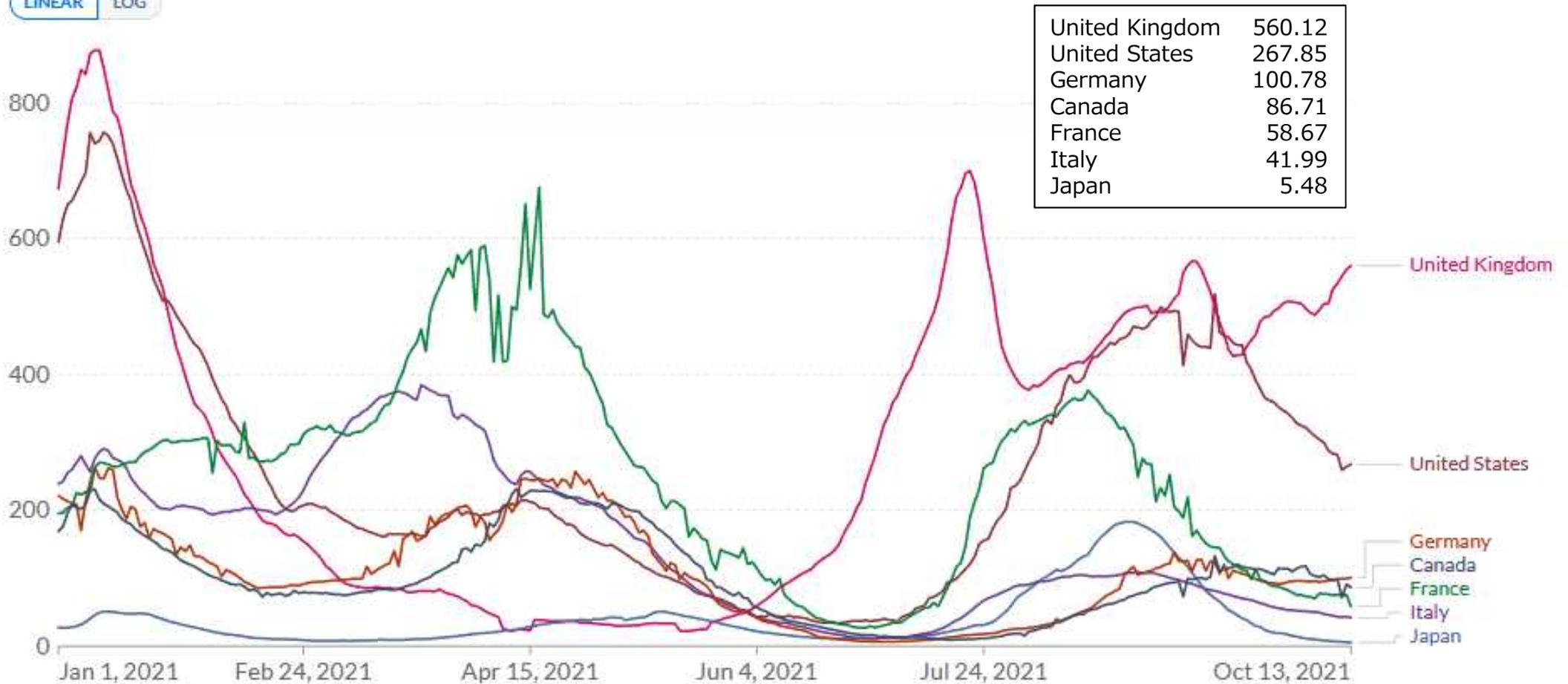
各国の直近の新規感染者数 (7日間移動平均・人口100万人対)

Daily new confirmed COVID-19 cases per million people

Shown is the rolling 7-day average. The number of confirmed cases is lower than the number of actual cases; the main reason for that is limited testing.



LINEAR LOG



Source: Johns Hopkins University CSSE COVID-19 Data

CC BY

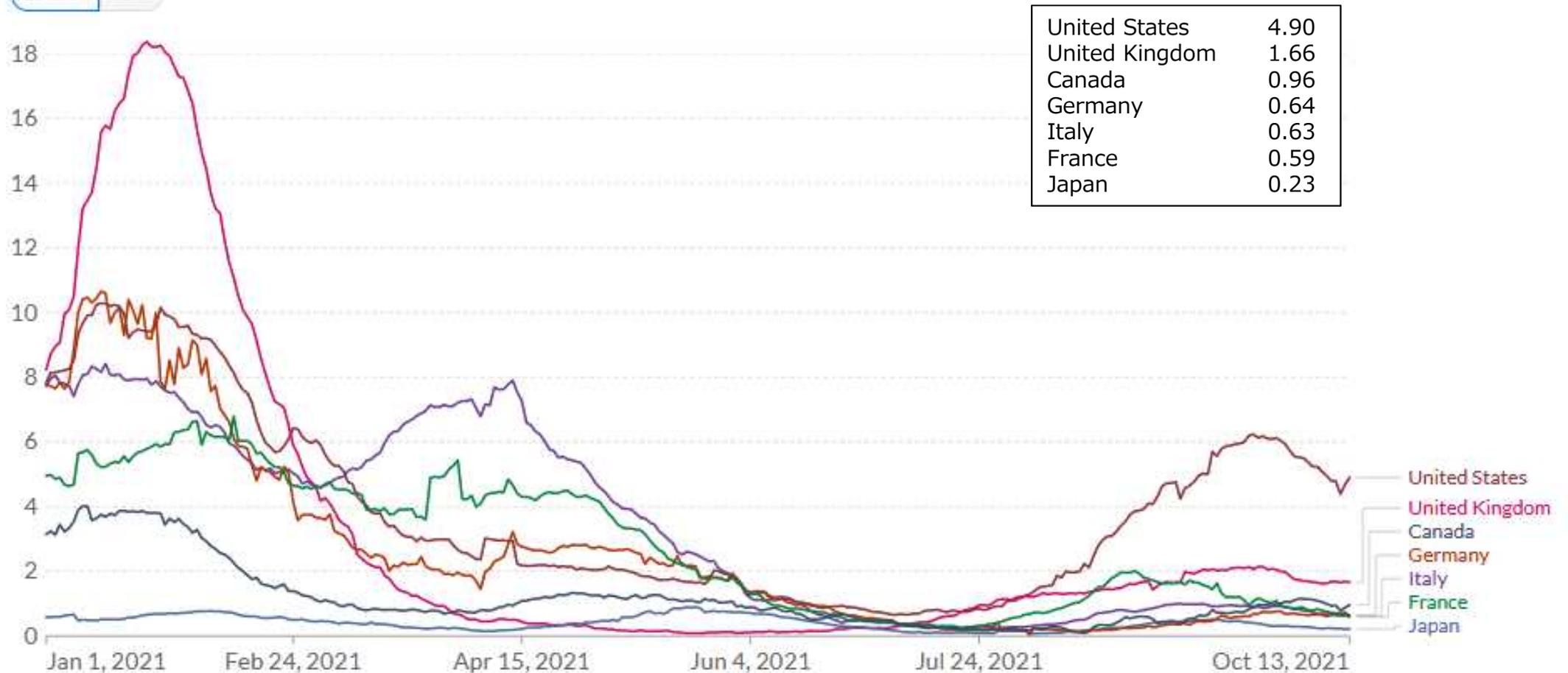
各国の直近の新規死亡者数 (7日間移動平均・人口100万人対)

Daily new confirmed COVID-19 deaths per million people

Shown is the rolling 7-day average. Limited testing and challenges in the attribution of the cause of death means that the number of confirmed deaths may not be an accurate count of the true number of deaths from COVID-19.



LINEAR LOG



Source: Johns Hopkins University CSSE COVID-19 Data

CC BY

「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」の骨格

(基本的考え方)

- ワクチン、検査、治療薬等の普及による予防、発見から早期治療までの流れをさらに強化するとともに、最悪の事態を想定して、次の感染拡大に備える。
- このため、デルタ株への置き換わりなどによる今夏のピーク時における急速な感染拡大に学び、今後、感染力が2倍となった場合にも対応できるよう、医療提供体制をはじめとする各種対策の全体像を示す。
また、例えば感染力が3倍となるなど、それ以上の感染拡大が生じた場合には、強い行動制限を機動的に国民に求めるとともに、国の責任において、一般医療の制限の下、緊急的な病床等を確保するための具体的措置を講ずることとし、その内容を全体像において明らかにする。

(病床の確保、臨時の医療施設の整備)

- ワクチン接種による効果等も踏まえつつ、今後、感染力が2倍となった場合にも対応できるよう、都道府県毎に、必要な病床確保を含めた「保健・医療提供体制確保計画」の策定を要請する。
- その際、感染拡大時に確保した病床が確実に稼働する体制を作る。ピーク時に即応病床と申告されながらも使用されなかった病床（いわゆる「幽霊病床」）の実態を把握し、感染拡大時のコロナ用の病床の使用率について、少なくとも8割を確保する具体的な方策を全体像において明らかにする。
- 保健・医療提供体制確保計画の策定時には、東京、大阪を中心とする都市部について、感染拡大時において確保する国立病院機構等の公立公的病院の専用病床や国・都道府県知事の連携によって公立公的病院から医療人材が派遣され設置する臨時の医療施設を具体的に明らかにする。
- 現行法の下での国・都道府県知事に与えられた権限を最大限活用する。今般の保健・医療提供体制確保計画策定時には、国立病院機構法・地域医療機能推進機構法に基づく「要求」をはじめ、大学病院や共済病院などへの要請を含め、公的病院に関する国の権限を発動し、公的病院の専用病床をさらに確保する。
あわせて、感染力が3倍となるなどの緊急時には、一般医療を制限しつつ緊急的な病床等の確保を求めるなど、更なる国の権限を発動する。
これらの内容を全体像において明らかにする。

(自宅・宿泊療養者への対応)

- 自宅・宿泊療養中の方々について、症状悪化に対応できるよう、従来の保

健所のみの対応を転換し、地域の医療機関を活用し、全ての陽性者に対し、判明当日ないし翌日に連絡をとり、健康観察や診療を実施できる体制を確保する。全ての自宅療養者にパルスオキシメーターを配布できる体制を整えるとともに、オンライン診療・往診を最大限活用する。

(医療人材の確保等)

- 都道府県において、臨時の医療施設をはじめとした病床・施設を稼働させるため、人材確保・配置調整等を一元的に担う体制を構築し、人材確保を進める。国としても都道府県の人材確保を支援することとし、緊急時の公立公的病院による人材供給を含め、具体的な取組強化内容を全体像において明らかにする。

(ITを活用した稼働状況の徹底的な「見える化」)

- 医療体制の稼働状況を徹底的に「見える化」し、国民の理解と協力を得て感染拡大を乗り越える。都道府県毎の医療機関別のコロナ用の 病床の確保・使用率、地域毎のオンライン診療・往診など自宅療養者に対する診療実績など、「見える化」の具体的内容を全体像において明らかにする。

(ワクチン接種の促進)

- 10月から11月のできるだけ早期に希望する全ての方への2回のワクチン接種を完了させる。年内の追加接種開始を想定し、追加接種の体制・具体的なスケジュールを全体像において明らかにする。

(治療薬の確保)

- 中和抗体薬をはじめとする治療薬の必要量を明らかにし、その確保に万全を期す。経口薬について年内の実用化を目指すとともに、国産経口治療薬の開発を支援し、必要量を確保する。

(国民の仕事や生活の安定・安心を支える日常生活の回復)

- 希望者全員へのワクチン接種完了後を展望して、可能な限り、日常生活や経済社会活動を継続できるよう、感染防止策を講じた上で、第三者認証、ワクチン検査パッケージ等を活用し、飲食、イベント、移動等に係る行動制限を緩和する。行動制限緩和の具体的内容や 電子的なワクチン接種証明のスケジュール・活用方法、予約不要の無料検査の拡大はじめ簡易で誰もが利用できる検査の環境整備の具体的方策を全体像において明らかにする。

緊急時には、ポイントを絞りつつ強い行動制限を機動的に国民に求めることが必要であり、その具体的な内容を全体像において明らかにする。

(了)

今後の感染拡大に備えた対策強化のポイント

(病床の確保、臨時の医療施設の整備)

(今夏)

(今後)

デルタ株への置き換わりなどによる
今夏のピーク時

最悪の事態を想定した
次の感染拡大への備え

【ワクチン接種の効果】
若年層のワクチン接種率が
70%に進むことで、
感染者は約5割減*
*ワクチン接種以外の条件は今夏と同一

**今夏の2倍程度の
感染力を想定**

若年層の接種率の増加
により、高齢感染者の
割合が増加

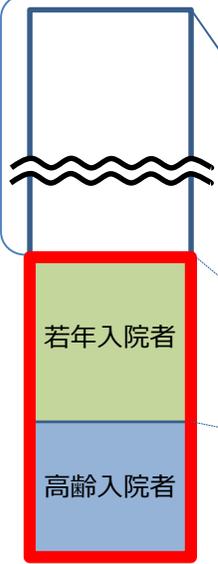
【さらなる感染拡大時】 (感染力が例えば
3倍となった場合)
いざという時の強い行動制限
+
**一般医療の制限の下、緊急的な病床等を
確保するための具体的措置**
・国立病院機構・JCHO等の緊急病床確保
・臨時医療施設等の確保・拡大

【自宅療養者等の健康観察・治療】
○地域の医療機関を活用し、陽性判明当日・
翌日から速やかに健康観察・治療を実施

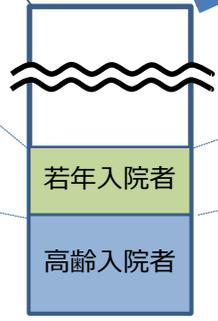
【治療薬の確保】
○中和抗体薬の投与
○経口薬の実用化を年内に目指す

【病床の確保、臨時の医療施設等の整備】
入院患者の受入の2割増強を要請
○病床の確実な稼働 (8割以上の利用率)
○公的病院の専用病床化・現行法下での
権限の発動 ※国立病院機構・JCHOなど
○臨時医療施設・入院待機施設の確保
○医療人材の確保等
○ITを活用した稼働状況の徹底的な見える化

自宅・宿泊療養者
要入院者
接種率



若年者 **10%**
高齢者 **85%**



若年者 **70%**
高齢者 **90%**



若年者 **70%**
高齢者 **90%**

入院患者の受入の2割増強

国の主導において行うもの
国・都道府県の連携の下行つもの

1. 厳しい影響を受ける方々への経済支援策

(1) 以下の支援策について、重点的・効果的かつ迅速・的確に実施する。

① 事業主への迅速かつ円滑な支援

- ・ 地方公共団体による時短要請等に応じた飲食店（大企業を含む）に対する協力金
緊急事態措置を実施すべき区域又はまん延防止等重点措置地域：
 - 中小企業：売上高に応じて1日3万円～10万円（20時までの時短要請の場合）等（※）
 - 大企業：売上高減少額に応じて1日最大20万円（中小企業も選択可能）
 それ以外の地域：時短要請を行う場合には売上高に応じて1日2.5万円～7.5万円
 （大企業や大企業方式を適用する中小企業は最大20万円）（時短要請は、第三者認証店は21時、非認証店は20時まで）
 - ※ まん延防止等重点措置地域において、都道府県知事の判断に基づき、第三者認証店に21時までの時短を求める場合、売上高に応じて1日2.5万円～7.5万円。
 - （注1）酒類提供自粛が長期に及んでおり、再度の酒類提供自粛が飲食店の経営に与える影響が大きいこと等を踏まえ、緊急事態宣言区域、まん延防止等重点措置地域又は解除都道府県における飲食店に対し、協力金の早期給付等を実施。
 - （注2）緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置地域又は緊急事態措置区域から除外された都道府県における飲食店への時短要請等により影響を受けた酒類販売事業者への月次支援金の上乗せ・横出し措置を実施。
- ・ 緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域において、人流抑制の観点から、特措法第24条第9項に基づく時短要請等（※2）に応じた集客力の高い大規模施設（1000平米超）及び当該施設においてテナント契約に基づき一般消費者向け事業を営む事業所等に対して、事業規模に応じた協力金を支給。（※3）
 - ※2 都道府県が独自に、一定の大規模集客施設に対する休業要請等を行った場合を含む。
 - ※3 大規模施設に対して1000平米毎に20万円/日、テナント等に対して100平米毎に2万円/日を支給。加えて、協力金支給対象となるテナント等を多数擁する施設に対して、テナント等の数に応じて、テナント等向け協力金支給単価の1割相当額を支給。
- ・ イベントの開催制限により影響を受けた事業者等への支援【8月27日予備費により財源を追加】
 - キャンセル費用の支援（上限2,500万円、固定費のうち公演等の開催関連費用も支援対象）
 - J-LODlive補助金の運用改善（つなぎ融資の創設等）【5月6日つなぎ融資申請受付開始】
- ・ 本年1月の緊急事態宣言の影響により売上が半減した中堅・中小事業者への一時支援金【申請受付終了】
（上限：個人30万円／法人60万円）
- ・ 本年4～10月の緊急事態宣言・まん延防止等重点措置等の影響により売上が半減した中堅・中小事業者への月次支援金（上限：個人10万円／月、法人20万円／月）
- ・ 地域観光事業支援（後述）：都道府県が行う県内旅行の割引事業（総額2,300億円）、宿泊事業者による感染防止対策等への支援（支援額は都道府県が宿泊施設の規模等に応じ設定（1施設最大500万円）、総額1,000億円）

- ・ 感染防止対策を前提に事業再構築補助金や持続化補助金等の優先採択等
 - 事業再構築補助金の緊急事態宣言特別枠の創設、最低賃金枠の創設・従業員の多い企業の補助上限引上げ（従業員51人以上の場合上限6000万円→8,000万円）【第3回公募審査中、10月中に第4回公募開始予定】
 - 持続化補助金（感染防止対策への支援強化）【4月16日申請受付開始（1月8日以降に発注・契約・支出したものは遡及可能）】
- ・ 迅速な資金繰り支援（足元2週間以上の売上減少で要件を判断できるよう運用を柔軟化）【10月まで】

② 企業の資金繰り支援等

- ・ 日本公庫等の実質無利子・無担保融資の無利子枠の拡充【1月22日以降順次措置済み】
 - 公庫（国民事業）等：4,000万円→6,000万円 公庫（中小事業）等、商中：2億円→3億円
 - ※ 日本公庫等による実質無利子・無担保融資は、当面年末まで継続。
- ・ 日本公庫等・民間金融機関の既往債務の条件変更等の迅速かつ柔軟な対応や本業支援の要請とフォローアップ（中堅企業向けについても要請）【1月19日に要請（中堅企業も含め、2月5日、3月8日、3月25日、4月28日、5月12日、6月10日、9月10日に再度要請）、4月16日、4月28日、5月12日、6月10日、9月10日に協力金等の支給までに必要な資金繰り支援について要請10月以降、金融機関に対して、要請文の周知・徹底及び取組状況のフォローアップのため、地方拠点等と連携しつつ、金融庁ヒアリングを実施】
- ・ 日本公庫等の劣後ローンの積極的活用【1月19日に要請（2月5日、3月8日、3月25日、4月28日、5月12日、6月10日、9月10日に再度要請）】 ※ 7月1日より融資限度額を7.2億円から10億円に引上げ
- ・ コロナの影響で経営環境が悪化した事業者に対するREVICの復興支援ファンド等の積極的活用【1月中に周知】
- ・ 新型コロナウイルスの影響を特に受けている飲食・宿泊等の企業向けの金融支援等の実施
 - 政投銀・商工中金による支援強化（民間協調融資原則の停止、資本金劣後ローンの金利引下げ等）
 - 民間金融機関に対して、長期の返済猶予と新規融資の積極実施の徹底等を要請 等

③ 雇用支援・職業訓練の強化

- ・ 雇用調整助成金の特例、休業支援金・休業給付金【8月27日予備費により財源を追加】
 - 5～11月は緊急事態措置を実施すべき区域又はまん延防止等重点措置地域・特に業況が厳しい企業について4月までと同様の水準の支援。
 - ※ 年末までは業況特例等及び原則的な措置を含めてリーマンショック時（中小企業：最大9/10）以上の助成率を維持
 - 大企業のシフト制労働者等への休業支援金・休業給付金の適用
- ・ 小学校休業等対応助成金・支援金の再開（8～12月に取得した休暇が対象）
- ・ 雇用対策パッケージ（在籍出向を支援する産業雇用安定助成金の活用等）による各種支援
- ・ 新たな雇用・訓練パッケージ（感染症対策業務等による雇用創出、求職者支援制度の収入要件等の特例措置の継続等（令和4年3月末まで））の実行
 - さらに、デジタル分野の求職者支援訓練の定員を倍増し、訓練内容を多様化。職業訓練受講給付金の特例措置（収入要件・出席要件）の活用による受給者倍増（約2.5万人を目標）
 - 職業訓練受講給付金と住居確保給付金との併給調整をしない特例を継続（11月末まで）
 - 受講申込締切日から受講開始日までの期間の短縮（1か月→半月程度）、職業訓練等の実績を把握し、フォローアップ 等
- ・ 介護訓練修了者への返済免除付の就職支援金貸付制度
- ・ 一人ひとりの求職者の状況に合わせた職業相談や職業訓練の実施（オンデマンド型のオンライン訓練等）
- ・ 業務改善助成金の特例的な要件緩和や、人材開発支援助成金の運用改善（10月1日～）

④ 生活困窮者等への支援

- ・雇用調整助成金の特例、休業支援金・休業給付金【8月27日予備費により財源を追加】（再掲）
- ・緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付【8月27日予備費により財源を追加】
 - 返済開始時期の令和4年3月末までの延長【1月8日公表】
 - 緊急小口資金や総合支援資金（初回、再貸付）の特例貸付の申請期限を11月末まで延長
 - 償還免除要件の明確化【緊急小口資金は住民税非課税世帯、総合支援資金は資金種類毎に住民税非課税世帯を一括償還免除】
 - 女性・非正規・ひとり親向け要件を明確化（シフト減による収入の減少や養育費が減少した場合も対象）
- ・特例貸付が限度額に達した等の一定の生活困窮世帯に対する「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の支給の申請期限を11月末まで延長
- ・職業訓練受講給付金と住居確保給付金との併給調整をしない特例及び住居確保給付金の支給が一旦終了した者への再支給を継続（11月末まで）
- ・ひとり親世帯等への支援（上記を除く）
 - 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給
 - 高等職業訓練促進給付金に係る訓練受講期間の柔軟化とデジタル分野を含む対象資格の拡大
 - 償還免除付のひとり親家庭住宅支援資金貸付
- ・自立相談支援機関によるきめ細かな生活支援相談の強化
- ・生活保護の扶養照会など弾力的な運用の周知・徹底【2月26日、3月30日に通知発出】
- ・公共料金の支払猶予等の利用についての周知・徹底【1月中に通知発出等】
- ・大学生等に向けた授業料等減免・給付型奨学金、緊急特別無利子貸与型奨学金等の各種支援策の周知・徹底
- ・生活が困窮する在留外国人の支援、情報発信・相談体制の強化

⑤ 孤独・孤立、自殺対策等

- ・都道府県等の自殺防止対策（相談・情報発信）の強化
- ・地域包括支援センター等による一人暮らし高齢者への見守りの強化【1月29日に取組例の通知発出】
- ・NPO等を通じた孤独・孤立、自殺対策等（きめ細かな生活支援等や自殺防止対策、フードバンク支援、子供の居場所づくり、不安を抱える女性に寄り添った相談支援、住まいに係る支援等）

- (2) 都道府県による事業者支援の取組を後押しするため、地方創生臨時交付金に特別枠「事業者支援分」を創設（5,000億円）【4月30日に、各都道府県に対し、先行交付分（3,000億円）の交付限度額を通知。また、飲食店の休業要請の影響を受ける酒類の販売業者等や、人流抑制の影響を受ける交通事業者等に対する、国の施策を補完する都道府県独自の支援への積極的な取り組みの検討を要請】さらに、都道府県や市町村がきめ細かく事業者支援の取組を実施できるよう、地方創生臨時交付金の特別枠「事業者支援分」を追加交付【8月20日に、都道府県2,000億円（留保分）、市町村1,000億円（令和2年度補正の繰越分）の交付限度額を通知】
- (3) 予期せぬ不足を生じた場合には、コロナ予備費（残額約2.6兆円）により機動的に対応。

2. 総合経済対策の迅速かつ適切な執行（事業規模74兆円）

(1) 令和2年度第3次補正予算を含む総合経済対策（雇用下支え・創出効果60万人程度）を迅速かつ適切に執行。特に、公共事業については、自粛要請等の影響で事業が停滞する懸念もあり、感染症対策に万全を期すことを前提に、事業の円滑な執行を行う。地方独自の取組についても臨時交付金（地単分1兆円）を通じて後押し。

① 企業の事業再構築・資金繰り支援

- ・ 事業再構築補助金（1.1兆円）【第3回公募審査中、10月中に第4回公募開始予定】
- ・ 持続化補助金・ものづくり補助金・IT導入補助金（2,300億円）【持続化補助金：4月16日申請受付開始（1月8日以降に発注・契約・支出したものは遡及可能）、ものづくり補助金：2月9日申請受付開始、IT導入補助金：4月7日申請受付開始（1月8日以降に契約したものは遡及可能）】
- ・ サプライチェーン補助金（2,100億円）【3月12日公募開始・5月7日公募締切】
- ・ 日本公庫等の実質無利子・無担保融資等（融資規模110兆円）【1月19日に通知発出】

② 公共事業の円滑な執行（国土強靱化1.7兆円、災害復旧等0.6兆円）【1月28日通知発出】

- ・ 感染症対策を講じた場合に関係費を上乗せする、柔軟な契約変更の徹底

③ 協力要請の影響を受けた業種への重点的・効率的な支援

- 感染状況を確認しながら、消費需要喚起策
 - ・ GOTOトラベル（残予算含め、1兆円の支援に対応）
 - ・ GOTOイート（残予算含め、500億円を追加配分中）
 - ・ GOTOイベント等（残予算含め、1,700億円程度）
- 宿泊施設、飲食店、土産物店等の再生に向けた改修・廃屋撤去や経営革新支援（550億円）
- 地域公共交通の既存路線維持等のための重点的支援（150億円、観光との連携を含め計305億円）
- ※ 地域観光事業支援（3,300億円）
都道府県が行う県内旅行の割引事業（1人1泊5,000円を上限に割引支援。旅行中に飲食・土産物等に使えるクーポン等で地域の幅広い産業を支援する場合、1人1泊2,000円を上限に追加支援（前売り宿泊券等の発行を含む））（2,300億円）【4月1日以降順次実施】及び宿泊事業者による感染防止対策等への支援（1,000億円）【5月14日以降順次実施】

④ 雇用対策【在籍出向を支援する産業雇用安定助成金について1月1日から適用】

- 雇用対策パッケージ（産業雇用安定助成金の活用、業種・職種を越えた再就職支援等）による各種支援（再掲）

⑤ 生活困窮者対策・自殺対策等【2月1日に要綱発出】

- 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金による支援強化（140億円）

(2) 引き続き、企業の資金繰り等にも十分留意して対応。